

発議案第2号

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書（案）

最高裁判所は2021年6月に、夫婦同姓制度を「合憲」とする2015年以来となる二度目の憲法判断を示した。

2015年12月の判決では、「夫婦同姓制度は、社会に定着しており家族の姓を一つにまとめることは合理性がある」との判断をしつつも、「制度のあり方は国会で論じられ、判断されるべき」との結論を出した。

二度目となる2021年6月の判決においても、夫婦同姓制度は「合憲」としたが、裁判官の補足意見のなかで、「選択的夫婦別姓制度の採否など夫婦の姓に関する法制度については、子の姓や戸籍の制度を含め、国民的議論、すなわち民主主義的プロセスに委ねることで、合理的な仕組みのあり方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、ふさわしい解決というべきだ。」とし、概ね前回の判決を踏襲したものとなっている。

家族のあり方も多様化し、女性活躍を推進する時代において、社会の考え方や価値観も確実に変化してきている。これらを反映した世論の動向に鑑み、最高裁判所の趣旨を踏まえつつ、国会及び政府の責務として制度のあり方を議論していかなくてはならない。

よって、本議会は選択的夫婦別姓制度の議論が社会に開かれた形で、早期に行われるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月8日

香 川 県 議 会